

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第148号

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市醍醐和光寮事務分掌規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市醍醐和光寮引継事務所規則

第5条中「係長」を「担当課長補佐又は担当係長」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分及び同条第1号中「寮」を「事務所」に改め、同条第2号中「付与」の右に「に関する事務の引継ぎ」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「寮長」を「所長」に、「寮長補佐又は係長」を「担当課長補佐又は担当係長」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「寮長」を「所長」に、「寮の」を「事務所の」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「係長」を「担当課長補佐及び担当係長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第3条とする。

第1条第1項を次のように改める。

事務所に次の職員を置く。

所長

担当係長 若干人

その他の職員 若干人

第1条第2項中「寮に寮長補佐」を「事務所に担当課長補佐」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(設置)

第1条 旧京都市醍醐和光寮条例に基づき京都市醍醐和光寮に入寮していた者（以下「入寮者」という。）の保護等に関する事務を社会福祉法人に円滑に引き継がせるため、京都市醍醐和光寮引継事務所（以下「事務所」という。）を置く。

2 事務所の位置は、京都市伏見区石田大山町33番地の1とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）